

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年3月3日提出
【計算期間】	第9期中(自 2021年6月4日至 2021年12月3日)
【ファンド名】	シュロージャー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Aコース（為替ヘッジなし） シュロージャー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Bコース（為替ヘッジあり）
【発行者名】	シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 憲昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2021年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	645,363,641	100.13
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		847,153	0.13
合計（純資産総額）		644,516,488	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2014年 6月 3日)	986	986	1.1430	1.1430
第2計算期間末 (2015年 6月 3日)	1,240	1,240	1.3772	1.3772
第3計算期間末 (2016年 6月 3日)	1,526	1,526	1.1552	1.1552
第4計算期間末 (2017年 6月 5日)	1,572	1,572	1.2583	1.2583
第5計算期間末 (2018年 6月 4日)	1,998	1,998	1.2432	1.2432
第6計算期間末 (2019年 6月 3日)	1,645	1,645	1.2347	1.2347
第7計算期間末 (2020年 6月 3日)	1,197	1,197	1.2106	1.2106
第8計算期間末 (2021年 6月 3日)	804	804	1.4279	1.4279
2020年12月末日	1,085		1.2909	
2021年 1月末日	1,061		1.2994	
2月末日	1,068		1.3494	
3月末日	967		1.3907	
4月末日	824		1.4066	
5月末日	804		1.4238	
6月末日	790		1.4358	
7月末日	734		1.4246	
8月末日	700		1.4372	
9月末日	678		1.4369	
10月末日	672		1.4792	
11月末日	626		1.4615	
12月末日	644		1.4967	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	0.0000
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	0.0000
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	0.0000
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	0.0000
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	0.0000
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	0.0000
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	0.0000
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	0.0000
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	14.30
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	20.49
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	16.12
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	8.92
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	1.20
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	0.68
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	1.95
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	17.95
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	1.34

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【シュロダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2021年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	247,291,673	100.86
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,103,430	0.86
合計（純資産総額）		245,188,243	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2014年 6月 3日）	211	211	1.0891	1.0891
第2計算期間末（2015年 6月 3日）	899	899	1.0811	1.0811
第3計算期間末（2016年 6月 3日）	672	672	1.0195	1.0195
第4計算期間末（2017年 6月 5日）	550	550	1.0779	1.0779
第5計算期間末（2018年 6月 4日）	645	645	1.0525	1.0525
第6計算期間末（2019年 6月 3日）	530	530	1.0278	1.0278
第7計算期間末（2020年 6月 3日）	439	439	0.9827	0.9827
第8計算期間末（2021年 6月 3日）	299	299	1.1429	1.1429
2020年12月末日	409		1.0937	
2021年 1月末日	398		1.0904	
2月末日	388		1.1142	
3月末日	312		1.1038	
4月末日	306		1.1332	
5月末日	304		1.1377	
6月末日	280		1.1389	
7月末日	276		1.1408	
8月末日	271		1.1463	
9月末日	255		1.1245	
10月末日	255		1.1395	
11月末日	249		1.1249	
12月末日	245		1.1395	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	0.0000
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	0.0000
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	0.0000
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	0.0000
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	0.0000
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	0.0000
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	0.0000
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	0.0000
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	8.91
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	0.73
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	5.70
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	5.73
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	2.36
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	2.35
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	4.39
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	16.30
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	1.98

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

以下の運用状況は2021年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	4,316,820,630	97.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		129,046,633	2.90
合計（純資産総額）		4,445,867,263	100.00

2【設定及び解約の実績】

【シュロダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	867,139,033	4,332,576
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	910,837,223	872,886,094
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	625,774,897	205,453,249
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	337,449,635	408,465,428
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	679,670,644	322,322,139
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	269,390,044	543,757,097
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	101,472,816	444,915,040
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	45,322,330	471,212,246
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	15,580,757	150,717,335

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュロダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2013年 8月13日～2014年 6月 3日	244,902,210	50,416,145
第2期	2014年 6月 4日～2015年 6月 3日	779,821,495	142,208,122
第3期	2015年 6月 4日～2016年 6月 3日	117,889,428	290,108,862
第4期	2016年 6月 4日～2017年 6月 5日	88,507,620	237,976,800
第5期	2017年 6月 6日～2018年 6月 4日	267,600,618	164,267,066
第6期	2018年 6月 5日～2019年 6月 3日	26,380,115	123,766,824
第7期	2019年 6月 4日～2020年 6月 3日	5,361,672	74,551,395
第8期	2020年 6月 4日～2021年 6月 3日	5,781,937	191,178,718
当中間期	2021年 6月 4日～2021年12月 3日	5,623,343	45,393,838

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2021年6月4日から2021年12月3日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【シュロージャー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 (2021年 6月 3日現在)	第9期中間計算期間末 (2021年12月 3日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	813,881,411	626,647,367
未収入金	2,888,774	1,103,497
流動資産合計	816,770,185	627,750,864
資産合計	816,770,185	627,750,864
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,888,774	1,103,497
未払受託者報酬	272,195	196,417
未払委託者報酬	8,165,769	5,892,533
その他未払費用	544,268	392,715
流動負債合計	11,871,006	7,585,162
負債合計	11,871,006	7,585,162
純資産の部		
元本等		
元本	563,712,753	428,576,175
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	241,186,426	191,589,527
(分配準備積立金)	142,986,694	105,844,493
元本等合計	804,899,179	620,165,702
純資産合計	804,899,179	620,165,702
負債純資産合計	816,770,185	627,750,864

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期中間計算期間 (自 2020年 6月 4日 至 2020年12月 3日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 6月 4日 至 2021年12月 3日)
営業収益		
有価証券売買等損益	71,194,704	16,916,782
営業収益合計	71,194,704	16,916,782
営業費用		
受託者報酬	308,663	196,417
委託者報酬	9,259,763	5,892,533
その他費用	617,199	392,715
営業費用合計	10,185,625	6,481,665
営業利益又は営業損失()	61,009,079	10,435,117
経常利益又は経常損失()	61,009,079	10,435,117
中間純利益又は中間純損失()	61,009,079	10,435,117
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,475,513	2,961,319
期首剰余金又は期首欠損金()	208,368,668	241,186,426
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,294,787	6,915,647
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,294,787	6,915,647
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,815,056	63,986,344
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,815,056	63,986,344
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	240,381,965	191,589,527

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準等の適用） 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	989,602,669円	563,712,753円
期中追加設定元本額	45,322,330円	15,580,757円
期中解約元本額	471,212,246円	150,717,335円
2. 受益権の総数	563,712,753口	428,576,175口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1口当たり純資産額	1,4279円	1,4470円
(1万口当たり純資産額)	(14,279円)	(14,470円)

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Bコース(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 (2021年 6月 3日現在)	第9期中間計算期間末 (2021年12月 3日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	303,421,991	248,704,714
派生商品評価勘定	1,881	2,510,016
未収入金	7,138,400	2,027,161
流動資産合計	310,562,272	253,241,891
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	998,535	61,882
未払解約金	7,138,400	2,027,161
未払受託者報酬	98,366	74,431
未払委託者報酬	2,950,978	2,232,704
その他未払費用	196,613	148,724
流動負債合計	11,382,892	4,544,902
負債合計	11,382,892	4,544,902
純資産の部		
元本等		
元本	261,771,163	222,000,668
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	37,408,217	26,696,321
(分配準備積立金)	70,651,131	58,611,533
元本等合計	299,179,380	248,696,989
純資産合計	299,179,380	248,696,989
負債純資産合計	310,562,272	253,241,891

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期中間計算期間 (自 2020年 6月 4日 至 2020年12月 3日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 6月 4日 至 2021年12月 3日)
営業収益		
有価証券売買等損益	27,029,572	6,235,006
為替差損益	15,278,278	9,064,931
営業収益合計	42,307,850	2,829,925
営業費用		
受託者報酬	118,018	74,431
委託者報酬	3,540,465	2,232,704
その他費用	241,847	154,664
営業費用合計	3,900,330	2,461,799
営業利益又は営業損失()	38,407,520	5,291,724
経常利益又は経常損失()	38,407,520	5,291,724
中間純利益又は中間純損失()	38,407,520	5,291,724
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,005,189	171,453
期首剰余金又は期首欠損金()	7,718,681	37,408,217
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,392,586	760,433
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,310,896	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,690	760,433
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,352,058
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,352,058
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	29,076,236	26,696,321

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準等の適用） 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	447,167,944円	261,771,163円
期中追加設定元本額	5,781,937円	5,623,343円
期中解約元本額	191,178,718円	45,393,838円
2. 受益権の総数	261,771,163口	222,000,668口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第8期（2021年 6月 3日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	502,093	-	503,974	1,881
	米ドル	502,093	-	503,974	1,881
	売建	295,765,824	-	296,764,359	998,535
	米ドル	295,765,824	-	296,764,359	998,535
	合計	296,267,917	-	297,268,333	996,654

第9期中間計算期間末（2021年12月 3日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	19,188,774	-	19,126,892	61,882
	米ドル	19,188,774	-	19,126,892	61,882
	売建	255,150,040	-	252,640,024	2,510,016
	米ドル	255,150,040	-	252,640,024	2,510,016
	合計	274,338,814	-	271,766,916	2,448,134

（注）時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

（1口当たり情報に関する注記）

	第8期 [2021年 6月 3日現在]	第9期中間計算期間末 [2021年12月 3日現在]
1口当たり純資産額	1.1429円	1.1203円
(1万口当たり純資産額)	(11,429円)	(11,203円)

当ファンドは「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2021年 6月 3日現在)	(2021年12月 3日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	149,405,269	86,681,569
投資証券	5,215,708,352	4,275,737,956
派生商品評価勘定	-	158,292
未収入金	-	46,964,379
未収配当金	22,032,964	-
流動資産合計	5,387,146,585	4,409,542,196
資産合計	5,387,146,585	4,409,542,196
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,718,121	18,210,901
未払利息	429	237
流動負債合計	26,718,550	18,211,138
負債合計	26,718,550	18,211,138
純資産の部		
元本等		
元本	3,490,353,799	2,798,470,626
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,870,074,236	1,592,860,432
元本等合計	5,360,428,035	4,391,331,058
純資産合計	5,360,428,035	4,391,331,058
負債純資産合計	5,387,146,585	4,409,542,196

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
------------------------	---

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

	[2021年 6月 3日現在]	[2021年12月 3日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,610,736,570円	3,490,353,799円
期中追加設定元本額	145,099,146円	60,650,051円
期中解約元本額	2,265,481,917円	752,533,224円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）	2,582,943,696円	2,085,284,654円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）	179,904,306円	155,352,629円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Aコース（為替ヘッジなし）	529,939,713円	399,341,937円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Bコース（為替ヘッジあり）	197,566,084円	158,491,406円
計	3,490,353,799円	2,798,470,626円
2. 受益権の総数	3,490,353,799口	2,798,470,626口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	[2021年 6月 3日現在]	[2021年12月 3日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	<p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
通貨関連

（2021年 6月 3日現在）

該当事項はありません。

（2021年12月 3日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	47,119,930	-	46,961,638	158,292
	米ドル	47,119,930	-	46,961,638	158,292
	合計	47,119,930	-	46,961,638	158,292

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

4. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（ 1口当たり情報に関する注記）

	[2021年 6月 3日現在]	[2021年12月 3日現在]
1口当たり純資産額	1.5358円	1.5692円
(1万口当たり純資産額)	(15,358円)	(15,692円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2021年12月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2021年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	51	391,007,465,348

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第31期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第29期 (2019年12月31日)	第30期 (2020年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,345,979	1,534,103
前払費用	62,562	49,578
貸付金	*2 1,010,000	642,500
未収入金	*2 207,801	191,426
未収委託者報酬	639,271	661,082
未収運用受託報酬	1,013,562	930,143
未収還付法人税等	67,568	36,319
未収還付消費税等	49,534	0
流動資産合計	4,396,281	4,045,154
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 13,588	14,618
器具備品(純額)	*1 37,863	37,439
有形固定資産合計	51,451	52,057
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	2,323	2,192
無形固定資産合計	6,022	5,892
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,301
長期差入保証金	248,310	272,147
繰延税金資産	946,117	922,611
投資その他の資産合計	1,194,428	1,197,060
固定資産合計	1,251,902	1,255,010
資産合計	5,648,183	5,300,165

(単位：千円)

	第29期 (2019年12月31日)	第30期 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	51,958	48,921
未払金		
未払手数料	181,987	198,476
その他未払金	*2 1,666,506	1,590,190
未払費用	76,786	78,265
未払消費税等	-	30,207
流動負債合計	1,977,239	1,946,060
固定負債		
長期未払金	*2 542,551	503,570
長期未払費用	5,730	0
退職給付引当金	840,311	908,080
役員退職慰労引当金	14,773	5,915
資産除去債務	55,952	56,736
固定負債合計	1,459,318	1,474,302
負債合計	3,436,558	3,420,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,221,625	889,697
利益剰余金合計	1,221,625	889,697
株主資本合計	2,211,625	1,879,697
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	104
評価・換算差額等合計	-	104
純資産合計	2,211,625	1,879,802
負債純資産合計	5,648,183	5,300,165

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	第29期	第30期
	自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
営業収益		
委託者報酬	2,711,007	2,520,799
運用受託報酬	3,914,289	3,145,290
その他営業収益	2,216,257	1,658,573
営業収益計	8,841,553	7,324,663
営業費用		

支払手数料	807,843	739,677
広告宣伝費	105,904	118,242
公告費	1,080	0
調査費		
調査費	217,840	212,694
委託調査費	1,473,096	1,261,593
図書費	3,000	2,200
事務委託費	298,912	296,291
営業雑経費		
通信費	18,610	24,042
印刷費	7,266	8,987
協会費	13,722	11,509
諸会費	5,238	4,983
営業費用計	*1 2,952,515	2,680,221
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,369	411,020
給料・手当	1,501,295	1,461,347
賞与	748,730	655,267
交際費	8,807	1,744
旅費交通費	63,033	9,376
租税公課	48,865	39,608
不動産賃借料	249,794	261,255
退職給付費用	130,479	103,991
役員退職慰労引当金繰入	5,273	13,641
法定福利費	191,334	186,076
固定資産減価償却費	9,311	17,045
諸経費	1,489,533	1,295,403
一般管理費計	*1 4,637,206	4,455,781
営業利益(営業損失)	1,251,831	188,660
営業外収益		
受取利息	463	64
受取配当金	15	8
有価証券売却益	70	-
為替差益	-	15,700
時効償還金	4,186	-
雑益	2,055	2,865
営業外収益計	6,790	18,639
営業外費用		
為替差損	10,117	-
雑損失	1,438	1,052
営業外費用計	11,555	1,052
経常利益(経常損失)	1,247,065	206,247
特別損失		
割増退職金等	61,497	61,288
固定資産除却損	1,103	0
特別損失計	62,601	61,288
税引前当期純利益	1,184,464	144,959
法人税、住民税及び事業税	298,822	85,880
法人税等調整額	119,074	23,505
法人税等合計	417,897	109,386

当期純利益(当期純損失)

766,567

35,572

(3) 【株主資本等変動計算書】

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			1,470,000	1,470,000		1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					433	433
当期変動額合計	-	-	703,432	703,432	433	702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

第30期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	0	2,211,625
当期変動額						
剰余金の配当			367,500	367,500		367,500
当期純利益			35,572	35,572		35,572
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					104	104
当期変動額合計	-	-	331,927	331,927	104	331,822
当期末残高	490,000	500,000	889,697	1,879,697	104	1,879,802

重要な会計方針

項 目	第30期	
	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。	

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 2019年12月31日現在	第30期 2020年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 166,477千円 器具備品 155,860千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 167,961千円 器具備品 165,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年 12月31日	2020年 3月31日

第30期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度 期首株式数	第30期事業年度 増加株式数	第30期事業年度 減少株式数	第30期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年 12月31日	2020年 3月31日
2020年 9月28日 取締役会	普通株式	122,500	12,500	2020年 6月30日	2020年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料
1年内 1,251千円	1年内 0千円
1年超 0千円	1年超 0千円
合計 1,251千円	合計 0千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。</p> <p>貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第29期（2019年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,345,979	1,345,979	-
(2) 貸付金	1,010,000	1,010,000	-
(3) 未収入金	207,801	207,801	-
(4) 未収委託者報酬	639,271	639,271	-
(5) 未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	-
資産計	4,216,615	4,216,615	-
(1) 未払手数料	181,987	181,987	-
(2) その他未払金	1,666,506	1,666,506	-
(3) 長期未払金	542,551	543,790	1,239
負債計	2,391,045	2,392,284	1,239

第30期（2020年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,534,103	1,534,103	-
(2) 貸付金	642,500	642,500	-
(3) 未収入金	191,426	191,426	-
(4) 未収委託者報酬	661,082	661,082	-
(5) 未収運用受託報酬	930,143	930,143	-
資産計	3,959,255	3,959,255	-
(1) 未払手数料	198,476	198,476	-
(2) その他未払金	1,590,190	1,590,190	-
(3) 長期未払金	503,570	504,495	925
負債計	2,292,237	2,293,162	925

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第29期 2019年12月31日現在	第30期 2020年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 同左
(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収委託者報酬 同左
(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(5) 未収運用受託報酬 同左
負債	負債
(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 未払手数料 同左

(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左
(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。	(3) 長期未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,345,979	-
貸付金	1,010,000	-
未収入金	207,801	-
未収委託者報酬	639,271	-
未収運用受託報酬	1,013,562	-
合計	4,216,615	-

第30期(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,534,103	-
貸付金	642,500	-
未収入金	191,426	-
未収委託者報酬	661,082	-
未収運用受託報酬	930,143	-
合計	3,959,255	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

第30期(2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

第30期(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,778	1,663	115
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	522	533	11
合計	2,301	2,197	104

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第30期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">期首における退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">905,285千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td><td style="text-align: right;">130,479千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">195,453千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">期末における退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td></tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">年金資産</td><td style="text-align: right;"><u>-</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">840,311千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">840,311千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td></tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 130,479千円</p>	期首における退職給付引当金	905,285千円	退職給付費用	130,479千円	退職給付の支払額	195,453千円	期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	<u>-</u>	非積立型制度の退職給付債務	840,311千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>	退職給付引当金	840,311千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">期首における退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">840,311千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td><td style="text-align: right;">103,991千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">36,222千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">期末における退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td></tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">年金資産</td><td style="text-align: right;"><u>-</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">908,080千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">908,080千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td></tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 103,991千円</p>	期首における退職給付引当金	840,311千円	退職給付費用	103,991千円	退職給付の支払額	36,222千円	期末における退職給付引当金	<u>908,080千円</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	<u>-</u>	非積立型制度の退職給付債務	908,080千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>	退職給付引当金	908,080千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>
期首における退職給付引当金	905,285千円																																								
退職給付費用	130,479千円																																								
退職給付の支払額	195,453千円																																								
期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	-																																								
年金資産	<u>-</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	840,311千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>																																								
退職給付引当金	840,311千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>																																								
期首における退職給付引当金	840,311千円																																								
退職給付費用	103,991千円																																								
退職給付の支払額	36,222千円																																								
期末における退職給付引当金	<u>908,080千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	-																																								
年金資産	<u>-</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	908,080千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>																																								
退職給付引当金	908,080千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>																																								

（税効果会計関係）

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産	(千円)	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産	(千円)
未払費用否認	665,647	未払費用否認	622,353
退職給付引当金損金 算入限度超過額	257,303	退職給付引当金損金 算入限度超過額	278,054
役員退職慰労引当金否認	4,523	役員退職慰労引当金否認	1,811
資産除去債務	17,132	資産除去債務	17,372
その他	1,510	その他	3,020
繰延税金資産小計	946,117	繰延税金資産小計	922,611
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	946,117	繰延税金資産合計	922,611
繰延税金資産の純額	946,117	繰延税金資産の純額	922,611
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率 (調整)	30.6%
役員賞与等永久に損金 算入されない項目	4.9%	役員賞与等永久に損金 算入されない項目	61.2%
過年度法人税等	0.0%	過年度法人税等	0.5%
その他	0.3%	その他	16.7%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	35.3%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	75.5%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	第29期		第30期	
	自	2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	自	2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
期首残高		91,375		55,952
有形固定資産の取得に伴う増加額		-		-
その他増減額(は減少)		35,422		783
期末残高		55,952		56,736

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行う

とともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

第30期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,520,799	3,145,290	1,399,699	258,873	7,324,663

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	その他	合計
5,324,188	2,000,474	7,324,663

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	71,267	未払金(その他未払金) 長期未払金	119,523 135,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社 の子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービスズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6)	4,530,000	貸付金	1,010,000
							資金の貸付 (注6)	4,040,000		
							受取利息	463	未収入金	24
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注7)	67,947	未収運用 受託報酬	9,713
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	305,298	未収入金	55,332
							情報提供業務 報酬の受取 (注9)	159,053		
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	63,840		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	1,092,097	未払金 (その他 未払金)	129,496
							一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	356,723		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取(注7)	61,401	未収運用 受託報酬	5,295
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	180,139	未収入金	12,277
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	10,786		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	17,780	未払金 (その他 未払金)	76,016

							一般管理費(諸経費)の支払 (注9)	717,726		
兄弟 会社の 子会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取(注7)	1,419,530	未収運用 受託報酬	110,631
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	1,081,204	未収入金	82,042
									未払金 (その他 未払金)	7,653

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第30期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	当社への 出資	剰余金の配当	367,500	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の 最終 親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	103,606	未払金 (その他 未払金)	106,895
									長期 未払金	156,744

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービスズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注5)	3,182,500	貸付金	642,500
							資金の貸付 (注5)	2,815,000		
							受取利息	64	未収入金	0
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注6)	37,329	未収運用 受託報酬	3,797
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注7)	280,596	未収入金	43,220
							情報提供業務 報酬の受取 (注8)	154,845		
							役務提供業務 の対価の受取 (注8)	48,038		
							運用再委託報 酬の支払 (注6)	901,637	未払金 (その他 未払金)	176,391

							一般管理費 (諸経費)の 支払 (注8)	352,166		
兄弟 会社の 子会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注6)	1,068,371	未収運用 受託報酬	113,967
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注7)	737,191	未収入金	85,441
							運用再委託 報酬の支払 (注6)	35,856	未払金 (その他 未払金)	2,893

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。

(注5) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注6) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注7) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注8) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第29期	第30期
自 2019年 1月 1日	自 2020年 1月 1日
至 2019年12月31日	至 2020年12月31日

1株当たり純資産額	225,676円03銭	1株当たり純資産額	191,816円54銭
1株当たり当期純利益	78,221円18銭	1株当たり当期純利益	3,629円86銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	766,567千円	損益計算書上の当期純利益	35,572千円
普通株式に係る当期純利益	766,567千円	普通株式に係る当期純利益	35,572千円
<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>		<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期 中間会計期間末

2021年6月30日

資産の部

流動資産

預金		2,128,441
前払費用		66,942
貸付金		1,000,000
未収入金		158,486
未収委託者報酬		684,530
未収運用受託報酬		647,954
流動資産合計		4,686,355

固定資産

有形固定資産

建物附属設備(純額)	*1	16,161
器具備品(純額)	*1	38,733
有形固定資産合計		54,895

無形固定資産

投資その他の資産

投資有価証券		1,348
長期差入保証金		272,147
繰延税金資産		822,114
投資その他の資産合計		1,095,610

固定資産合計

資産合計

固定資産合計		1,155,881
資産合計		5,842,237

(単位：千円)

第31期 中間会計期間末
2021年6月30日

負債の部		
流動負債		
預り金		45,346
未払金		1,276,167
未払費用		53,747
未払法人税等		167,970
未払消費税等	*2	213,314
賞与引当金		333,400
役員賞与引当金		71,381
流動負債合計		2,161,326
固定負債		
長期未払金		350,572
退職給付引当金		899,019
役員退職慰労引当金		8,680
資産除去債務		57,131
固定負債合計		1,315,403
負債合計		3,476,730
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,375,450
利益剰余金合計		1,375,450
株主資本合計		2,365,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		56
評価・換算差額等合計		56
純資産合計		2,365,506
負債純資産合計		5,842,237

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第31期 中間会計期間
自 2021年1月1日
至 2021年6月30日

営業収益		
委託者報酬		1,426,472
運用受託報酬		3,095,225
その他営業収益		852,322
営業収益計		5,374,020
営業費用及び一般管理費	*4	4,595,073
営業利益		778,946
営業外収益	*1	1,155
営業外費用	*2	36,649
経常利益		743,452

特別損失	*3	7,683
税引前中間純利益		735,769
法人税、住民税及び事業税		149,519
法人税等調整額		100,497
法人税等合計		250,016
中間純利益		485,752

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期 中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本合計		
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	889,697	1,879,697	104	1,879,802
当中間期変動額						
中間純利益			485,752	485,752		485,752
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					47	47
当中間期変動額合計	-	-	485,752	485,752	47	485,704
当中間期末残高	490,000	500,000	1,375,450	2,365,450	56	2,365,506

重要な会計方針

項 目	第31期中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第31期中間会計期間末 2021年6月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	168,802千円
	器具備品	170,542千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

項 目	第31期中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息	92千円
	受取配当金	17千円
	有価証券売却益	319千円
	雑益	725千円

*2. 営業外費用の主要項目	為替差損	36,265千円
	雑損失	383千円
*3. 特別損失の主要項目	割増退職金等	7,683千円
*4. 減価償却実施額	有形固定資産	7,779千円
	無形固定資産	517千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第31期事業年度 期首株式数	第31期中間会計 期間増加株式数	第31期中間会計 期間減少株式数	第31期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第31期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,128,441千円	2,128,441千円	-
(2) 貸付金	1,000,000千円	1,000,000千円	-
(3) 未収入金	158,486千円	158,486千円	-
(4) 未収委託者報酬	684,530千円	684,530千円	-
(5) 未収運用受託報酬	647,954千円	647,954千円	-
資産計	4,619,413千円	4,619,413千円	-
(1) 未払金	1,276,167千円	1,276,167千円	-
(2) 長期未払金	350,572千円	351,256千円	683千円
負債計	1,626,739千円	1,627,423千円	683千円

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第31期中間会計期間末（2021年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,348千円	1,292千円	56千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	- 千円	- 千円	- 千円
合計	1,348千円	1,292千円	56千円

（資産除去債務関係）

第31期中間会計期間末（2021年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高 56,736千円

有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	395千円
当中間会計期間末残高	57,131千円

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,426,472	3,095,225	721,471	130,850	5,374,020

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
4,397,368	976,651	5,374,020

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先については以下の通りです。

（単位：千円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
A社（ ）	1,578,006	投資運用及び投資助言・代理事業

（ ） A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第31期中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
1株当たり純資産額	241,378円25銭
1株当たり中間純利益	49,566円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	485,752千円
普通株式に係る中間純利益	485,752千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

独立監査人の監査報告書

2021年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月22日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記

事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	佐々木 貴司
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	藪谷 峰
業務執行社員		

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の2021年6月4日から2021年12月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の2021年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月4日から2021年12月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	佐々木 貴司
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	藪谷 峰
業務執行社員		

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の2021年6月4日から2021年12月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の2021年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月4日から2021年12月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。